

高知東ロータリークラブ細則

第1条 定義

1. 理事会：本クラブの理事会
2. 理 事：本クラブの理事
3. 会 員：名誉会員以外の本クラブ会員
4. 定足数：投票時に出席していなければならない会員の最低人数。クラブの決定の場合は本クラブ会員総数の3分の1、クラブ理事会の決定の場合は理事の過半数。
5. R I：国際ロータリー
6. 年 度：7月1日に始まる12カ月間

第2条 理事会

本クラブの管理主体は、理事会とする。理事会は、少なくとも、会長、直前会長、会長エレクト、幹事、会計および5名の理事で構成される。

第3条 選挙と任期

第1節

選挙の1カ月前に、会員は、会長、副会長、幹事、会計、5名の理事（クラブ奉仕、職業奉仕、社会奉仕、国際奉仕、青少年奉仕の各委員長）の候補者を立てる。クラブの会員であるパスト会長全員で形成される指名委員会または会員のいずれか一方または双方が、候補者を立てることができる。

第2節

各役職において、過半数の票を獲得した候補者が当選したものと宣言される。

第3節

役員または理事会メンバーが辞任した場合、残りの理事会メンバーによって後任者が任命される。

第4節

役員エレクトまたは理事エレクトが辞任した場合、残りの次期理事会メンバーによって後任者が任命される。

第5節

各役職の任期は以下の通りである。

会 長	<u>1 年</u>
副 会 長	<u>1 年</u>
会 計	<u>1 年</u>
幹 事	<u>1 年</u>
会場監督	<u>1 年</u>
理 事	<u>1 年</u>

第4条 役員の任務

第1節

会長は、クラブの会合と理事会の会合において議長を務める。

第2節

直前会長は、クラブの理事を務める。

第3節

会長エレクトは、会長就任に向けて準備し、理事を務める。

第4節

副会長は、会長不在の場合、クラブの会合と理事会の会合において議長を務める。

第5節

理事は、クラブの会合と理事会の会合に出席する。

第6節

幹事は、クラブの会員と出席について記録をつける。

第7節

会計は、すべての資金を監督し、財務報告を行う。

第8節

会場監督は、クラブの会合の秩序を維持する。

第5条 パスト会長会

第1節

パスト会長会は本クラブの会長を経験した本クラブの会員全員、当年度会長及び当年度副会長で構成される。

第2節 役割

- (a) 理事会からの諮問に応じる諮問機関としての役割を担う。
- (b) 会長候補の指名をする指名委員会の役割を担う。

第6条 会合

第1節 年次総会

本クラブの年次総会を12月31日までに開催し、そこで次年度の役員と理事の選挙を行う。

第2節 例会

本クラブは、毎週水曜日午後0時30分に会合を開く。例会に関するあらゆる変更または取消は、クラブ会員全員にしかるべく通知される。

第3節 出席のメイクアップ

定款第10条第1節(d)では同じ年度に欠席をメイクアップとあるが、本クラブは例会の定例の日の前14日または後14日以内に欠席をメイクアップすることとする。

第4節 理事会

理事会の会合は毎月開催される。理事会の臨時会合は、会長または理事2名の要請により招集され、開催にあたっては然るべき通知を行う。理事会のメンバーの過半数をもって理事会の定足数とする。

第7条 会費

本クラブの入会金は20,000円とし年会費は168,000円とする。会費は理事会により定められたクラブの方針に従って支払うものとする。クラブ年会費には、R I 人頭分担金、機関雑誌の購読料、地区賦課金、クラブ会費、ロータリーまたは地区によるその他の賦課金が含まれる。

第8条 採決の方法

本クラブの議事は、口頭または挙手により採決を行う。ただし、役員と理事の選挙はその例外となり、投票により行われる。理事会は、特定の決議を、投票で採決するよう決定することができる。

第9条 委員会

第1節 常任委員会

- (a) 会長は理事会承認の下に、次の常任委員会を設置しなければならない。

クラブ奉仕委員会

職業奉仕委員会

社会奉仕委員会

国際奉仕委員会

青少年奉仕委員会

- (b) 会長はまた理事会承認の下に、クラブ奉仕、職業奉仕、社会奉仕、国際奉仕、青少年奉仕委員会について必要と考える特定分野を担当する委員会を設置するものとする。
- (c) クラブ奉仕委員会、職業奉仕委員会、社会奉仕委員会、国際奉仕委員会および青少年奉仕委員会は、それぞれ会長が理事の中から任命する委員長および少なくとも2名以上の他の委員から成るものとする。
- (d) 会長は、職権上全ての委員会の委員となるものとし、その資格において委員会に付随するあらゆる特典を持つものとする。
- (e) 各委員会は本細則によって付託された職務およびさらにこれに加えて会長または理事会が付託する事項を処理すべきものとする。理事会によって特別な権限を与えられた場合を除き、これらの委員会は、理事会に報告をしてその承認を得るまでは行動をしてはならない。

第2節 委員会の役割

- (a) 五大奉仕委員会の役割はクラブ定款第6条に沿った活動を実行することにある。
- (b) クラブ奉仕委員会は、クラブ奉仕委員会委員長とクラブ奉仕の特定の分野を担当するすべての委員会の委員長によって構成されるものとする。
- (c) 会長は理事会の承認の下にクラブ奉仕の中の特定分野を担当する次の委員会を設置するものとする。またロータリーの会員があらゆるロータリーの会合に出席することを奨励する。

出席委員会

すべてのクラブ会員に、本クラブの出席と、本クラブに出席できない場合他クラブの出席を奨励する—これには地区大会、都市連合会および国際大会への出席も含まれる—を奨励する方法を考案するものとする。

雑誌・会報委員会

本クラブの週報の刊行をおこなうとともに、本会員および外部にも広くロータリー機関雑誌の周知に努めるものとする。

親睦委員会

会員間の親睦を図るため、他の委員会とも連携し例会をはじめ会合の充実に努めるとともに本クラブの社交的活動を積極的に企画・推進することとする。

会員増強・退会防止委員会

本クラブの健全な維持において、入会者を増やし退会者をできるだけなくすることに努める。そのためになすべきことは本クラブ会員全員の魅力のあるクラブづくりが重要であることを共有するため、この委員会が発信し推進することに努めなければならない。

会員選考・職業分類委員会

ロータリーの目的に沿った本クラブの質の向上と維持のために、職業上の高い倫理基準を基に、会員選考と職業分類に努めなければならない。

プログラム委員会

例会の充実はロータリー活動の基本であり、それは本委員会が企画する毎回の卓話に負うところが大きい。それゆえに、クラブ内外からの卓話者の選定のバランスに気を配るとともに卓話そのものの内容の充実に努めなければならない。

広報・IT委員会

時代に即した情報媒体を利用し、地域社会に広くロータリーの目的や活動内容および歴史等の情報を伝え、ロータリーへの理解を深めてもらうための広報宣伝活動を行うよう努めなければならない。

ロータリー情報委員会

会長経験者3名の委員をもって構成されるものとし、原則として直前会長の委員を3年の任期をもって任命するものとする。本委員会はロータリーに関するあらゆる知識を会員に伝えることが主な役割とするため、直近会長経験者3名で委員構成されるものである。特に会員候補者にロータリークラブ会員の特典と責務に関する情報を提供することおよび入会歴の浅い会員に向けてロータリーの目的、活動および歴史に関する情報を提供することに努めなければならない。

(d) 会長は、ロータリー財団委員会、米山奨学会委員会を設置する。

(e) 会長は、会長エレクトまたは副会長に命じ、会員増強・退会防止委員会、会員選考・職業分類委員会及びロータリー情報委員会の仕事を監督、調整させるものとする。

第3節 委員長の役割と責任

それぞれの委員長はその委員会の定例会合と活動に対して責任を持ち、委員会の仕事を監督、調整し、委員会の全活動について理事会に報告する。

第10条 出席義務規定の免除

理事会に書面により申請し、正当かつ十分な理由と認められた場合は出席義務規定の免除が与えられ、一定期間に限り本クラブの例会出席を免除される。

また、災害や感染症の流行等の理由により理事会で決定され、会員全員に伝達された後は書面による申請によらずともいずれかの媒体で幹事に伝達することにより一定期間に限り本クラブの例会出席を免除される。

第11条 財務

第1節

会計年度の開始に先立ち、理事会は年次収支予算を作成する。

第2節

会計は本クラブの資金をすべて理事会によって指定される銀行に預金しなければならない。

クラブ資金は、一般会計用と特別会計用の2つの口座に分けて預金する。

第3節

すべての勘定書は、役員2名の署名する伝票に基づき会計の署名する小切手をもつてのみ支払われるべきものとする。本クラブの会計事務については毎年1回公認会計士または他の有資格者によって全面的な監査が行われなければならない。

第4節

資金を預かりあるいはこれを取り扱う会員は、本クラブの資金の安全管理のために理事会が要求する保証を提供しなければならない。保証の費用は本クラブが負担するものとする。

第5節

会計年度は、7月1日から6月30日に至る期間とし、会費徴収の目的のためにこれを二半期に分けるものとする。R I への人頭分担金と雑誌購読料の支払いは毎年7月1日と1月1日にそれぞれ当日の本クラブ会員数に基づいて行われるものとする。(半期の途中に入会した会員の雑誌購読料はR I 事務局の仕切り状に基づいて支払われるものとする。)

第12条 会員選挙の方法

第1節

本クラブの正会員によって推薦された会員候補者の氏名は、書面をもって、本クラブの幹事を通じ理事会に提出されるものとする。移籍する会員または他クラブに属していた元クラブ会員は、元クラブによって正会員に推薦されてもよい。この推薦は本条に別な定めのある場合を除き、事前に漏らしてはならない。

第2節

理事会は、その被推薦者が会員資格の条件を満たしていることを確認する。

第3節

理事会は、推薦状の提出後30日以内にこの候補者の入会を承認または不承認を決定し、これをクラブ幹事を通じてその候補者を推薦した会員にその決定を通知する。

第4節

理事会の決定が肯定的であった場合は被推薦者に対し、ロータリーの目的および会員の特典と義務について説明しなければならない。この説明の後、被推薦者に対し、会員申込用紙に署名を求め、また、本人の指名および本人に予定されている職業分類をクラブに発表することについて承諾を求めなければならない。

第5節

被推薦者についての発表後7日以内に、理事会がクラブ会員（名誉会員を除く）の誰からも、推薦に対し、理由を付記した書面による異議の申し立てを受理しなかった場合は、その人は、名誉会員でないなら、本細則に定める入会金を納めることにより、会員に選ばれたものとみなされる。

理事会に対し異議の申し立てがあった場合は、理事会は、理事会会合においてこの件について票決を行うものとする。そのうえで入会が承認された場合は名誉会員でないなら、本細則に定める入会金を納めることにより、会員に選ばれたものとみなされる。このような選挙後に、クラブ会長は、当該会員の入会式を行い、クラブ幹事は、新会員をR Iに報告しなければならない。ロータリー情報委員会は、入会式で新会員に贈呈する適切な資料を供し、当該新会員がクラブに溶け込めるよう援助することを担当する会員をアドバイザーとして1名指名するものとする。アドバイザーの選任は、会長、幹事経験者を優先して選任する。アドバイザーの任期は選任後2年とする。

第13条 決議

事のいかんを問わず本クラブを拘束する決議または提案は、理事会によって審議された後でなければ本クラブによって審議されてはならない。もしかかる決議または提案が提起されたならば、討議に付することなく理事会に付託しなければならない。

第14条 改正

本細則は、いかなるクラブ例会においても改正できる。クラブ細則の変更には、当該例会の10日前に各会員に書面による通知を行うこと、投票の定足数を満たす会員が出席してい

ること、全票の3分の2が変更を支持することが義務づけられる。本細則への変更は、標準ロータリークラブ定款、R I 定款、R I 細則、ロータリー章典と矛盾してはならない。